

原発賠償関西訴訟「2・21 報告集会」

原発賠償関西訴訟第 21 回公判が 2 月 21 日にあった。冷たい風が吹く中、早くから傍聴抽選に多くの人が並んだ。写真は抽選が行われた裁判所別館、その隣が大阪地方裁判所。私も「パソコン整理券」を受け取り抽選を待ったが、残念ながら「外れ」。昨年 5 月から 4 回傍聴に来たが、成績は 2 勝 2 敗の 5 分。「模擬法廷」が開かれる弁護士会館へ足早に向かった。



模擬法廷では、担当弁護士がパワーポイントにより本日提出された「準備書面 61」を説明した。この準備書面は原告らが本件事故により、どのような権利を侵害されたのか、「平穏生活権」と「人格発達権」の側面から、これまでの各地の判決を踏まえ主張したものである。

その後、大勢の人が参加して裁判「報告集会」が開かれた。前日 20 日に横浜地裁で、「かながわ訴訟」の判決があり、その熱気が原告団からも伝わってきた。壇上に並んだ原告団からの報告の中で、とりわけ感動的だったのが、写真の井上さんの報告であった。前回から裁判長が交代して、原告の「意見陳述」が行われることになり、井上さんが担当することになった。



先ほど法廷で読み上げた意見陳述書を再び読みあげる井上さん。模擬法廷でも冒頭で弁護士が代読して、心に迫るものがあった。でも井上さんが「東北弁」を交えて読み上げる意見陳述は、なんとも感動的であり、何度も目頭があつくなった。8 月 9 日の報告集会で司会を務めた井上さんは、翁長沖縄県知事を偲んで、「花」を歌ってくれた。その時も、心にしみる歌に目頭があつくなったことを思い出した。

井上さんは福島第一原発から 9 ㎞ほどの南相馬に暮らしていた。当時 2 歳と 4 歳の子どもの原発事故による放射能汚染に脅威を感じて、一家で関西に避難してきた。それから 8 年。上の子は中学生に。南相馬に帰れない状況が今も続く。除染したというけれど、山は手つかずで、自宅周辺の線量は高いままなのだ。地元で美味しい米をつくってきた農家では、今はつくっても飼料米にしかならない。その人の悔しさも心に刻んで、裁判に向き合っていきたいと語る。

井上さんは事故から 8 年経って、裁判所でこんな陳述をせねばならない辛い思いを切々と語る。他の原告団の人からも、状況はそれぞれ違うが、気持ちは井上さんと同じと、涙ながらに語っていった。あの放射能をばらまいた原発事故を原点にして、「後発」の原発賠償関西訴訟を勝利に導きたいと、原告団長の森松さんが力強く訴えた。

(2019 年 2 月 22 日)